売　買　契　約　書（案）

１　契約物品名　　研究用正立顕微鏡　一式

２　契約金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額　金　　円）

３　履行期限　　令和９年１月２９日

４　履行場所　　福井県小浜市学園町１－１
福井県立大学小浜キャンパス　海洋生物資源学部棟

５　契約保証金　　金　　円

※　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上
※　保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載
※　契約事務取扱細則第３８条第１項の規定に該当する場合は、「免除」と記載

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、　　以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１
公立大学法人福井県立大学
理事長　　窪田　裕行

乙

契　約　条　項

（契約の要項）
第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（納入物品）
第２条　乙が甲に納入する物品の品名および数量（以下「契約物品」という。）は、仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第３条　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（納入の通知）
第４条　乙は、契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（物品の検査）
第５条　乙は、契約物品を納入しようとするときは、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。
２　検査の結果、不良品と認められた契約物品については、乙はこれを引き取り、甲の指定する期日までに修補し、または代替物を納入するものとする。この場合、前条および前項の規定を準用する。

（物品の引渡し）
第６条　乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく契約物品を甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）
第７条　前条の規定による引渡しの前に生じた契約物品の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）
第８条　甲は、第６条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。
２　前項の規定にかかわらず、甲は、第６条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

（経費の負担）
第９条　乙は、契約物品納入に要する費用および第５条に規定する検査により滅失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

（契約金の支払）
第 10 条　乙は第６条の規定による引渡しの後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日の属する月の翌月の２５日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第 11 条　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第 12 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

（３）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

（４）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

（５）契約の解除を申し出たとき。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第 13 条　第８条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償）

第14条　乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

２　乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（グリーン購入）

第15条　乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成１３年４月２７日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第 16 条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第 17 条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

以下余白